

(添付書類)

第十九条 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 二 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 三 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

四 既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

五 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類

イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

六 個人にあっては、次に掲げる書類

イ 財産に関する調書

ロ 戸籍抄本

ハ 履歴書

七 法第二十二号各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

2 国土交通大臣が必要ないと認めたときには、前項各号の書類の一部の添付を省略することができる。

（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）

第二十条 法第二十五条第一項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、前条第一項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

（集配事業計画の変更の届出）

第二十一条 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うものの以外のものである。

2 前項の集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した集配事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

三 変更を必要とする理由

3 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる書類のうち集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出）

第二十二条 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うものの以外のものである。

一 事業計画の変更の場合にあっては、第十八条第一項第三号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 集配事業計画の変更の場合にあっては、第十八条第二号、第三号及び第五号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項にあっては、貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置を除く。）

2 前項の事業計画又は集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書又は集配事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更した事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

三 変更を必要とした理由

3 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（事業計画又は集配事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第二十三条 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け、第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併若しくは分割又は相続又は第二種貨物利用運送事業の継続の認可を申請しようとする第二種貨物利用運送事業者は、これらの事由に伴って事業計画又は集配事業計画を変更しようとするときは、当該認可の申請書に事業計画又は集配事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）及び第十九条第一項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画又は集配事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

第二十四条から第二十九条までを削る。

第三十条の見出し中「運送取次約款」を「利用運送約款」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に、「運送取次約款」を「利用運送約款」を「その代表者の氏名」を「その代表者の氏名並びに登録番号」に、「その代表者の氏名並びに登録番号」を「その代表者の氏名」に改め、同条第二項中「（第四号を除く）」を削り、「第二十九条第一項」を「第二十六条第一項」に、「運送取次約款」を「利用運送約款」に、「利用運送事業の種類及び利用運送機関」を「第一種貨物利用運送事業である旨」に、「取次運送機関」を「第二種貨物利用運送事業である旨」に改め、同条第二十四条とする。

第三十一条中「第三十条」を「第二十七条」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第二十五条とする。

一 第十三条第二号から第六号までに掲げる事項

二 第二種貨物利用運送事業者である旨

三 貨物の集配の拠点

第二十五条の次に次の三条を加える。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第二十六条 法第二十九条第一項の規定により第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当事者が連署した事業の譲渡譲受認可申請書を提出しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲渡し及び譲受けに係る利用運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、業務の範囲及び貨物の集配の拠点